

公益財団法人黒石市スポーツ協会臨時職員就業規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人黒石市スポーツ協会（以下「協会」という。）職員就業規則（以下「規則」という。）第2条の規定により、臨時職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において臨時職員とは、第2章の定めにより採用された者で原則として、期間を定めて雇用された者をいう。

(規則の遵守)

第3条 協会及び臨時職員は、ともにこの規程を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 採用、異動等

(採用・選考)

第4条 協会は、就職希望者のうちから選考して採用する。

(採用時の提出書類)

第5条 （規則第5条に準ずる。）

(労働期間の契約)

第6条 契約の際に各人毎にその期間を明示する。ただし、必要に応じて契約を更新することができるものとする。

2 採用の日から30日間は、試用期間とする。

(労働条件の明示)

第7条 協会は、臨時職員との労働契約の締結に際しては、別紙の労働条件通知書及びこの就業規程の写しを交付して採用時の労働条件を明示する。

(人事異動)

第8条 協会は、業務上必要がある場合は、臨時職員の就業する場所又は従事する業務の変更を命ずることができる。

第3章 服 務

(服務)

第9条 臨時職員は、使命を自覚し、協会の諸規則・規程及び上司の命令に従い、誠実かつ公平にその職務を遂行しなければならない。

第4章 勤 務

(勤務時間等)

第10条 臨時職員の勤務時間等は、その勤務場所の形態に応じ次のとおりとする。

(1)

始業時間	終業時間	休憩時間
8時15分	17時15分	12時15分～13時15分

(2)

始業時間	終業時間	休憩時間
早出 8時15分	17時15分	12時15分～13時15分
遅出 12時15分	21時15分	16時15分～17時15分

- 2 前項の規定する勤務時間等は、業務の都合等により変更することがある。
- 3 交代勤務における就業番は、事前に勤務表を作成するものとし、所属長が各臨時職員に通知する。

(休日)

第11条 休日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日及び休日
 - (2) 12月29日から1月3日
 - (3) その他協会が指定する日
- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ所属長が勤務表により前項の休日に相当する日数分を指定することをもって変更することができる。

(時間外勤務及び休日出勤)

第12条 (規則第15条に準ずる。)

第7章 休暇等

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、各年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した臨時職員に対しては、別表1のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

別表1

勤続年数	6か月未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- 2 臨時職員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、あらかじめ時季を指定して請求するものとする。ただし、法人は、事業の正常な運営に支障があるときは、臨時職員の指定した時季を変更することがある。
- 3 前項の規定にかかわらず、各臨時職員の有する年次有給休暇日数のうち5日を越える部分について、あらかじめ時季を指定して与えることがある。
- 4 年次有給休暇は、1時間を単位としてこれを与える。
- 5 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、7時間又は8時間(勤務に該当する労働者)をもって1日とする。
- 6 年次有給休暇の残日数は20日を限度とし翌年度に限り繰り越すことができる。ただし、翌々年度には繰り越さない。
繰り越し時、使用した日数(1日未満)の端数がある場合は、1日とする。

(産前産後の休暇等)

第14条 (規則第28条に準ずる。)

(母性健康管理のための休暇等)

第15条 (規則第29条に準ずる。)

(育児時間等)

第16条 (規則第30条に準ずる。)

(育児休暇等)

第17条 (規則第31条に準ずる。)

(介護休暇等)

第18条 (規則第32条に準ずる。)

(慶弔休暇)

第19条 臨時職員が次の事由により休暇を申請した場合は、次の慶弔休暇を与える。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 本人の結婚 | 3日間 |
| (2) 父母、配偶者又は子の死亡 | 3日間 |
| (3) 兄弟姉妹、祖父母又は配偶者の父母の死亡 | 2日間 |

(病気休暇)

第20条 (職員就業規則第34条に準ずる。)

(休暇の申し出及び承認)

第21条 (職員就業規則第35条に準ずる。)

第8章 賃金

(賃金の構成)

第22条 賃金は、次のとおりとする。

- (1) 基本給(月給)
- (2) 諸手当
 - ① 時間外手当(時間外労働、休日労働)
 - ② その他の手当

(基本給)

第23条 基本給は、月給とする。

- 2 月給は、地域社会・同種事業における水準、本人の従事する業務の内容、経験、能力、成果等を勘案した上、決定する。

(休暇等の賃金)

第24条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

- 2 産前産後の休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休暇、育児時間、生理日

の休暇の期間は、無給とする。

3 慶弔休暇の期間は、第1項の賃金を支給する。

4 病気休暇の期間は、第1項の賃金を支給する。

(欠勤の扱い)

第25条 欠勤については、1時間当たりの賃金額に欠勤の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

(賃金の支払い)

第26条 賃金と手当の計算期間は、月の1日から末日までとし、当月25日(支払日が休日にあたる場合はその前日)に全額本人に支払う。

2 賃金からの控除については、「給与規程」第12条による。

(昇給)

第27条 昇給は、毎年4月1日をもって、基本給について行うものとする。ただし、協会の実績等、その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

2 前項のほか、特別に必要がある場合は、臨時に昇給を行う場合がある。

3 昇給額は、臨時職員の勤務成績を考慮して各人別に行う。

(臨時加給賃金)

第28条 毎年、6月1日及び12月1日に在籍した者(黒石運動公園勤務者及び黒石市スポーツ交流センター勤務者については、5月31日及び11月30日に在籍した者)に協会の実績等を勘案して、6月15日及び12月15日に支給する。ただし、協会の実績等、その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(1) 基本給の1か月分

但し、当協会の職員が臨時職員に採用されたときは、勤務期間については継続として扱うものとする。

2 前項の臨時加給賃金については、臨時職員の勤務内容・実績等を考慮して支給時期・支給額を変更することがある。

(退職金)

第29条 退職金の制度は設けない。

第9章 無期労働契約への転換及び定年

(無期労働契約への転換)

第30条 第2条の期間の定めて雇用された者で、通算契約期間が5年を超える臨時職員は、別に定める様式で申し込むことにより、現在締結している有期労働契約の期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上及び季節労働者にあたる職員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

3 この規程に定める労働条件は、第1項の規定により期間の定めのない労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。

(定年)

第31条 前条の無期労働契約へ転換した職員に係る定年は、満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職とする。

第10章 退職

(退職)

第32条 退職とは、次の各号に定めるものを指す。

(1) 普通退職

① 本人の都合により退職する場合

② 期間を定めて雇用される場合、その契約期間満了の30日前に更新しない旨を予告し期間を満了したときその期間を満了したとき

(2) 定年退職

前条の規定により退職する場合

(3) 整理退職

協会の都合により定員の減少、組織機構の改廃等による解職の場合

(4) 死亡退職

本人が死亡した場合

(退職手続き)

第33条 臨時職員が、自己の都合により退職しようとするときは、退職する日の30日前までに会長へ退職願いを提出しなければならない。

2 前項に規定する退職願いを提出した者は、会長の承認があるまではなお、その職務に従事しなければならない。

第 1 1 章 解雇

(解雇)

第 3 4 条 (規則第 4 5 条に準ずる。)

第 1 2 章 表彰及び懲戒

(表彰)

第 3 5 条 (規則第 4 6 条に準ずる。)

(懲戒の種類)

第 3 6 条 (規則第 4 7 条に準ずる。)

(懲戒の事由)

第 3 7 条 (規則第 4 8 条に準ずる。)

第 1 3 章 雑 則

(取扱い)

第 3 8 条 協会は、臨時職員に対して福利厚生、雇用保険等（適用基準を満たす者）、教育訓練、安全衛生及び災害補償（適用基準を満たす者）等については、職員と同等の取扱いをするよう配慮する。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 財団法人黒石市体育協会臨時職員就業規程（平成 1 7 年 4 月 1 日、平成 2 2 年 1 1 月 1 日一部改正）は、廃止する。
- 3 この規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正：第 1 3 条）
- 4 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正：第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 3 条第 6 項及び第 7 項、第 2 1 条、第 2 2 条、第 2 5 条、第 2 7 条第 1 項）
- 5 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正：第 1 3 条別表 1、及び第 7 項、第 9 章、第 3 1 条）
- 6 この規程は、令和 2 年 1 1 月 2 0 日から施行する。（一部改正：第 2 7 条第 1 項）
- 7 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（名称変更：第 1 条第 1 項）

- 8 この規程は、令和3年8月10日から施行する。(一部改正：第20条、第21条、第24条第4項、第28条)
- 9 この規程は、令和6年4月1日から施行する。(一部改正：第28条)